

# 吉田町集中改革プラン

平成 18 年 3 月

## 目 次

第1 集中改革プランの概要	1	2 給与の適正化	15
1 集中改革プランの背景	1	3 定員、給与の公表	15
2 集中改革プランの計画期間	1	4 人材育成の推進	16
3 集中改革プランの体系	2	IV 第三セクター	17
4 集中改革プランの公表	2	V 経費節減等の財政効果	20
第2 集中改革プランの内容	3	VI 地方公営企業	22
I 事務事業の再編・整理、廃止・統合	3	参考資料 主要な財政効果	27
1 事務事業の合理化及び行政評価システムの構築	3		
2 高度情報化の推進	3		
3 町民参画のまちづくり	4		
II 民間委託等の推進	5		
1 公の施設の取り組み	5		
2 公の施設以外及びその他の事務の取り組み	9		
III 定員管理・給与の適正化	10		
1 定員管理の適正化	10		
【吉田町定員管理】(一部抜粋)	10		

## 第1 集中改革プランについて

### 1 集中改革プランの背景

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省は、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」いわゆる「新地方行革指針」を策定し、全国の地方公共団体に通知しました。

この「新地方行革指針」では、全ての地方公共団体に対して、「行政改革大綱」及びその具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、住民に対して、その内容を分かりやすく公表するという「自治体の説明責任」を求めています。

本町においても、社会経済情勢の大きな変化や分権型社会における多様化、高度化する町民意識等を踏まえ、構造的な変革に的確、迅速に対応し、自立可能な財政構造を構築するため、平成16年4月には町長を本部長とする「吉田町行財政構造改革推進本部」を設置しました。この「吉田町行財政構造改革推進本部」では、すべての事務事業の見直し、いわゆるゼロベース検証を行い、「行財政構造改革推進方針（第1次）」を策定し、平成17年11月には、平成17年度の現状を踏まえ、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「吉田町行政改革大綱（第3次）」及び「吉田町行政改革実施計画」を策定するとともに、「定員管理計画」を策定しました。

「集中改革プラン」は、これらを集約する中で策定します。

### 2 集中改革プランの計画期間

「集中改革プラン」の計画期間は、平成17年度から平成21年度までとし、その間に調査、検討、実施する項目を計上します。

なお、先行した「吉田町行政改革大綱（第3次）」及び「吉田町行政改革実施計画」は、計画期間を平成18年度から平成22年度までとしています。行財政改革は、単年度で押し量るものではなく、過去から未来に継続した、弛まぬ努力により成されるものであることから、計画策定年度である平成17年度においても取り組み状況を明らかにしています。

### 3 集中改革プランの体系

「集中改革プラン」は、「新地方行革指針」において公表することとされた以下の項目について、町民に分かりやすく明示した計画とします。

- I 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- II 民間委託等の推進
- III 定員管理・給与の適正化
- IV 第三セクター
- V 経費節減等の財政効果
- VI 地方公営企業

### 4 集中改革プランの公表

この集中改革プランは、ホームページ等でその内容を公表するものです。

## 第2 集中改革プランの内容

「新地方行革指針」では、人口減少時代を目前に控え、また、厳しい財政状況のもとで、これからの地方公共団体が町民の負担と選択に基づき、地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことを求めています。

また、「新地方行革指針」で示された「集中改革プラン」は、定員適正化、給与の適正化をはじめ、民間委託の推進など、数量的な見直し削減メニューが主体となっていることから、本町の「集中改革プラン」では、既に策定し、公表している「吉田町行政改革大綱（第3次）」及び「吉田町行政改革実施計画」に計上している取組事項を踏まえ策定していくこととします。

### I 事務事業の再編・整理、廃止・統合

#### 1 事務事業の合理化及び行政評価システムの構築

○：調査・検討 ●：実施

取 組 み 事 項	内容及び基本的考え方	効 果	実 施 年 度					
			17	18	19	20	21	
① 文書の集約化	配付文書は広報紙への集約化を図り、ホームページを充実	ホームページのリニューアルによる町民サービスの向上	●					
② 事務事業のゼロベース検証	事務事業の見直し及び行財政構造改革推進方針の進行管理	平成16年度に行ったゼロベース検証の進行管理の継続	●	●	●			
③ 新たな予算編成方針の構築	事業別予算の見直しと枠配分に基づいた新たな予算編成方針の策定	平成19年度当初予算編成までに新たな方針を策定	○	●				
④ 行政評価システムの構築	行政評価を調査・研究し、町独自のシステムを構築するとともに、PDCAサイクルに基づく進行管理	平成19年度末までにシステムの構築	○	○	●			

#### 2 高度情報化の推進

取 組 み 事 項	内容及び基本的考え方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 情報セキュリティの確立	個人情報保護条例を踏まえた、個人データの適切な管理	町民サービスの向上	●	●	●	●	●

② ICTを活用した業務改革	ユビキタスネット社会に対応できるような、職員のパソコン研修やホームページの充実など、ICTを活用した業務改革の推進	事務事業の合理化、能率向上	●	●	●	●	●
----------------	---	---------------	---	---	---	---	---

## 3 町民参加のまちづくり

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 情報公開条例の適切な運用	制度に基づく事務処理と説明責任	説明責任の確保	●	●	●	●	●
② 個人情報保護条例の適切な運用	制度に基づく事務処理	町民サービスの向上	●	●	●	●	●
③ 公正の確保と透明性の向上	町民参加を一層推進するため、町民に信頼される町政の確立をめざして、公正の確保と透明性の向上	町民サービスの向上	●	●	●	●	●
④ 行政手続法及び行政手続条例の適切な運用	制度に基づく事務処理と説明責任	町民サービスの向上	●	●	●	●	●
⑤ パブリックコメント制度等の検討、導入	町の意思決定過程において、素案を公表し、それに対して出された意見等を考慮して意思決定を行うなど、町民の声を反映させる手法の導入	説明責任の確保と町民サービスの向上	●	●	●	●	●
⑥ 地域協働	町民や町民が参加する団体が、公共的サービスを提供する取り組みについての連携と協力	民間活力の導入、地域協働の推進	●	●	●	●	●
⑦ 男女共同参画基本計画の推進	男女共同参画基本計画に基づいた、町政に参加しやすい仕組みの検討と推進	男女共同参画社会の実現	●	●	●	●	●

## Ⅱ 民間委託等の推進

### 1 公の施設の取り組み

公の施設とは、普通地方公共団体が設ける「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条第1項）です。

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① レクリエーション・スポーツ施設	総合体育館に指定管理者制度導入を検討	経費の削減、町民サービスの向上	○	○	○	○	○
	吉田町体育センターの管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○	○			
	中央コミュニティ広場の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	住吉コミュニティ広場の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	川尻コミュニティ広場の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
② 産業振興施設	農村広場の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
③ 基盤施設	大井川清流緑地のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	小藤路公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	西の宮公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	能満寺山公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				

③ 基盤施設	青柳公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	大道公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	川尻大道公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	吉田海岸緑道のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	湯日川親水公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	川尻児童公園のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	住吉コミュニティ防災センターに指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
④ 文教施設	大幡会館に指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
	川尻浜丁会館に指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
	住吉会館に指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
	片岡集落センターを廃止		○	●			
	下片岡集落センターに指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
	神戸集落センターの管理のあり方を検討	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●

④ 文教施設	展望台小山城の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○	○			
	郷土資料館の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○	○			
	中央公民館の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	勤労者会館の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	図書館に指定管理者制の導入を検討	町民サービスの向上	○				
	学習ホールに指定管理者制度導入を検討	経費の削減、町民サービスの向上	○	○			
⑤ 社会福祉施設	健康福祉センター指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
	神戸西会館の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	さくら授産所指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
	高齢者介護ホームに指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●
	中央児童館の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	保健センターの管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	老人福祉センターに指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成18年4月1日～)	○	●	●	●	●

⑤ 社会福祉施設	在宅介護支援センターを廃止	平成 18 年 4 月 1 日から廃止	○	●			
	北区いきいきセンターに指定管理者制度を導入	指定管理者制度を導入 (平成 18 年 4 月 1 日～)	○	●	●	●	●
	あやめ保育園の指定管理者制度導入を検討	民間活力の導入、町民サービスの向上	○	○	○		
	さくら保育園の指定管理者制度導入を検討	民間活力の導入、町民サービスの向上	○	○	○		
	すみれ保育園の指定管理者制度導入を検討	民間活力の導入、町民サービスの向上	○	○	○		
	さゆり保育園の指定管理者制度導入を検討	民間活力の導入、町民サービスの向上	○	○	○		
	わかば保育園の指定管理者制度導入を検討	民間活力の導入、町民サービスの向上	○	○	○		
	町営住宅さくら団地の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	町営住宅松下団地の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	町営住宅住吉団地の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	町営住宅松原団地の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	町営住宅片岡団地の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				
	町営住宅西の坪団地の管理のあり方を検討	町民サービスの向上	○				

## 2 公の施設以外及びその他の事務の取り組み

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 事務事業	庁舎等の清掃管理業務の委託は継続	安定した施設維持	●	●	●	●	●
	庁舎等の警備保障業務の委託は継続	安定した施設維持	●	●	●	●	●
	住民検索、給与計算、課税業務、福祉業務等の電算処理業務の委託は継続	事務事業の効率化、能率向上	●	●	●	●	●
	庁舎等のビル管理業務の委託は継続	安定した施設維持	●	●	●	●	●
	住民及び職員の健康診断・検診業務の委託は継続		●	●	●	●	●
	道路、公園等の測量・設計調査業務の委託は継続	事務事業の効率化、能率向上	●	●	●	●	●
	小山城まつり、花火大会、凧あげ大会等のイベント業務の委託は継続	事務事業の効率化	●	●	●	●	●
	庁舎、公園、水門等の電気保安業務の委託は継続	事務事業の効率化	●	●	●	●	●
	議会等の速記反訳業務の委託は継続	事務事業の効率化、能率向上	●	●	●	●	●
	道路、公園等の施設管理業務の委託は継続	事務事業の効率化、能率向上	●	●	●	●	●

### Ⅲ 定員管理・給与の適正化

#### 1 定員管理の適正化

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 簡素で効率的な組織・機構の検討	新たな行政ニーズに対応し、町民にわかりやすい組織・機構	業務の効率化、町民サービスの向上	●	●	●	●	●
② 定員適正化計画の策定	新たな行政ニーズの発生等に対する的確に対応するための定員管理計画の策定及び定員適正化の推進	人件費の縮減	●				
③ 任期付職員制度の活用	有資格者等の確保の観点に立った任期付職員制度の活用	職員の意識改革、町民サービスの向上	○	●			

#### 【吉田町定員管理計画】（一部抜粋）

##### 第5 計画対象職員と職員数

- 1 計画の対象とする職員は、常時勤務する一般職の職員（以下「常勤一般職員」といいます。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用職員」といいます。）とします。
- 2 職員数は、常勤一般職員数と再任用職員の勤務時間総数に相当する常勤一般職員数との合計とします。  
なお、休職者、育児休業者及び他団体等への派遣職員は計画上の職員数から除外し、他団体等からの派遣受入職員は職員数に含めることとします。

##### 第6 計画目標

- 1 計画期間の5年間で、常勤一般職員の総数を11人削減します。
- 2 計画期間の5年間で、職員の総数（常勤一般職員数及び再任用職員の勤務時間によって常勤一般職員に換算した数の合計）を、11人（△4.91%）削減します。

	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	純減数計	純減率
一般行政部門	170	168	169	167	163	162	8	4.70
特別行政部門	26	25	25	24	24	24	2	7.69
うち教育部門	26	25	25	24	24	24	2	7.69
公営企業部門	28	28	28	28	27	27	1	3.57
合 計	224	221	222	219	214	213	11	4.91

※1 教育長を含む。

※2 各部門間の人数は、弾力的に配置し、総数としての定員を管理します。

## 第7 定員管理の重点事項及び主な適正化手法

計画目標を達成するために定員管理上解決しなければならない課題及び主な定員適正化手法は次のとおりです。

### 1 定員管理の直面する課題

#### (1) 職員の適正な配置

社会の変化により新たな行政需要が次々と発生し、さらに地方分権により様々な事務の移譲が行われております。

移譲されている事務の中には、法令により事務量の増加に応じて一定数の職員配置や資格者の配置が求められる事務もあり、職員の増加要因は依然高い状況であります。

長引く景気の低迷により町の歳入が伸び悩む中で、新たな事業展開をして行くには、財政状態も勘案して事業のスクラップ・アンド・ビルドによる職員配置の適正化を、従来以上に強力的に押し進める必要があります。

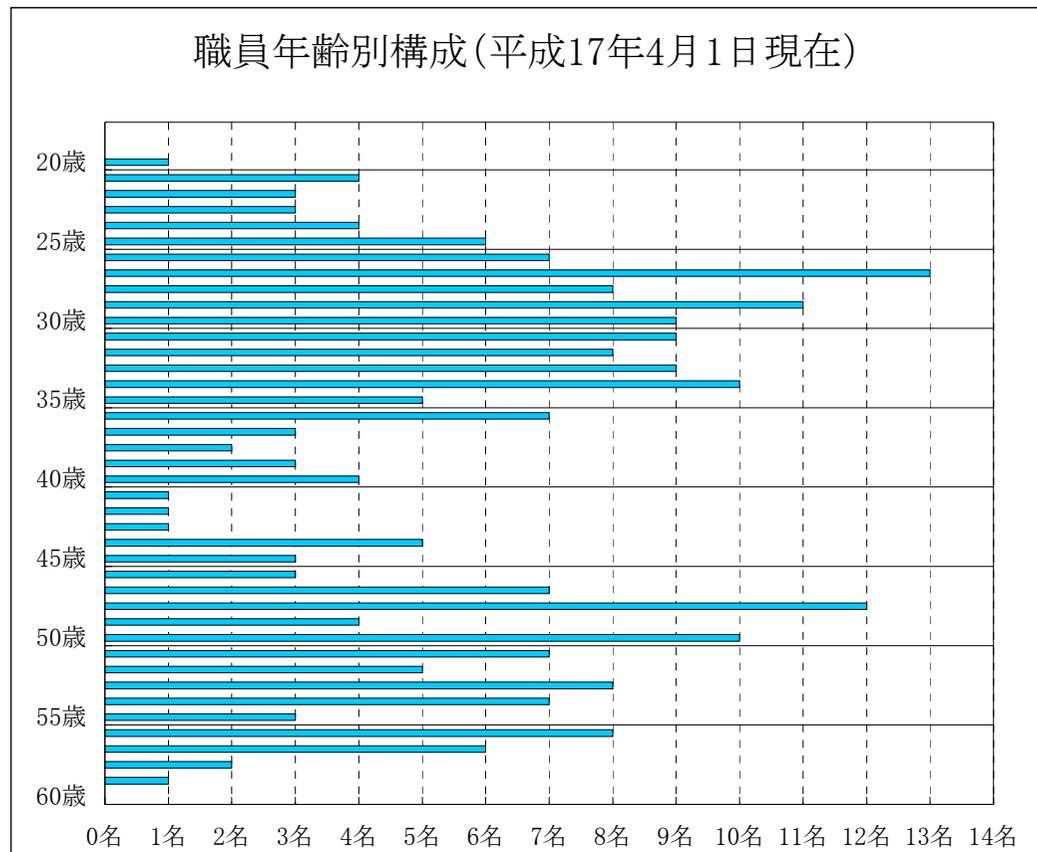
また、行政サービスの提供手法の見直しによる事業の見直しも検討する必要があります。

#### (2) 職員の年齢構成の適正化

次の図は、年齢別の職員数をグラフで表したものです。

このように、37歳から46歳までの年齢層が少数となっており、組織の中心的役割を担う中間層が少ないため、近い将来経験豊富な職員が急速に不足していく事が懸念されます。

このため将来を見通した年齢構成の平準化を図る必要があり、年齢構成を適正に保つためには、毎年一定数の新規採用を行い年齢による偏りが生じないようにする必要があります。



### (3) 職員の大量退職

職員の大量退職の時期が迫っており、定員管理上の大きな課題となっております。

経験豊かな職員の不足が急激に進み、経験を要する管理職職員の不足は否めず、このための混乱が懸念されます。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
退職予定数	9	1	5	7	3

## 2 主な定員適正化手法

### (1) 新規採用職員の抑制

職員の大量退職時期は、年代に偏りのある職員を、適正な状態に無理なく移行させるための好機でもあります。このため退職者数に対する補充数を同じにするのではなく、長期的な展望に立った計画的な採用を行う必要があり、職員の世代間の偏りを是正します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
採用予定数	6	2	2	2	2

### (2) 再任用職員の活用

今後、定年退職職員数が増加するとともに、年金の受給年齢も引き上げられていきます。このため、役場を退職していく人達を貴重な人的資源と捉え、豊富な経験を要する業務については再任用制度の活用を行います。

### (3) 臨時職員の活用

地方公務員法第22条の規定により、緊急の場合、臨時の職に任用する場合において、臨時的任用ができることとされております。限られた職員の機能的な配置を行う上で、この臨時的任用職員を効果的に活用し、職員の補充を行ってまいります。

### (4) 任期付職員の活用

平成14年7月1日に施行された「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」は、地方分権の進展に伴い地方行政の高度化・専門化が進む中で、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として制定されました。今後、専門的な知識を要する業務には、この制度の活用を図ってまいります。

(5) 育児休業への対応

平成14年4月1日に「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、育児休業の対象となる子の年齢の引き上げに伴い、代替要員として、これまでの臨時的任用に加え、新たに任期付職員の採用を行えるように措置されました。今後、育児休業の代替要員としての任期付職員の制度の活用を図っていきます。

(6) 異なる雇用形態の職員の活用

職員の再任用制度が導入され、任期付職員、嘱託職員、臨時職員とともに多様な雇用形態が存在することとなりました。さらに、短時間任期付職員制度も法的に設けられ、これらの制度を適切かつ有効に活用する必要性が高まっています。多様な雇用形態の職員の効率的・効果的な組み合わせを検討し、それぞれの雇用形態の特徴を生かした積極的な活用を図り、不足する職員の補充を行います。

(7) 役職者のポスト管理

管理職員の数・配置について、年功序列で一定の年数を経た職員すべてを役職に就かせるのではなく、職員の適正な配置管理のもとにポスト管理を行います。

(8) 組織機構の見直し

組織・機構については、期限のある事業、一時的な組織等について、当該事務事業を時限的なものとして、その終了と同時に関連する組織や定員を廃止し、新たな組織は終期を設定した上で新設するスクラップ・アンド・ビルドを導入し、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構の整備を進めます。

(9) 民間委託の推進

民間委託については、行政責任の確保、公共性の確保、町民サービスの維持向上、効率性・経済性の確保を基本とし、委託できるものについて委託の推進を図ります。

また、平成15年9月2日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理については、従来の管理委託制度に代わり「指定管理者制度」が導入され、この制度を活用することにより限られた人員の中で行政サービスの充実を図ります。

(10) ICT（情報通信技術）の活用

事務処理の省力化や行政サービスの向上を図るため、ICTの利活用や電算化を進め、事務事業の正確性と簡素・効率化を図ります。

## 2 給与の適正化

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 昇給運用の是正	年功的な給与上昇の抑制	時勢の変化に弾力的に対応	○	○	●	●	●
	職務・職責に応じた俸給構造への転換	事務事業の合理化	○	○	●	●	●
	勤務実績の給与への反映	職員の意識改革	○	○	●	●	●
② 退職手当の見直し	退職時における在職20年以上の昇給特例を廃止	時勢の変化に弾力的に対応	●				
③ 諸手当の見直し	管理職手当の見直し	定率から定額に移行	○	○	●	●	●
	特殊勤務手当の見直し	適正な手当の支給	●				

## 3 定員、給与の公表

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 定員・給与の公表	広報よしだやホームページ等を媒体にした定員・給与の公表	情報公開による説明責任の確保	●	●	●	●	●

## 4 人材育成の推進

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① ジョブ・ローテーション・システムの確立	長期的・総合的な視点に立ち、職員の能力を最大限に発揮できるような体制の構築	事務事業の能率向上	○	●	●	●	●
② 勤務評定制度の充実	能力主義、成果主義を重視した人事評価システムの構築	職員の意識改革、町民サービスの向上	○	●	●	●	●
③ 研修に関する基本的な方針の策定	「研修に関する基本的な方針」を策定し、地方分権の進展に伴い必要とされる政策形成能力や自主判断能力の向上に重点を置く職員研修の実施	職員の資質向上	○	●	●	●	●

## IV 第三セクター

法人名	業務概要	出資金額（千円）				出資率 （%）	設立年度
		合計	吉田町	県	その他		
① (財)静岡総合研究機構	①地域社会に関する総合的な調査研究及び政策提言 ②地域社会に関する情報の収集、提供及び情報誌の発行 ③地域社会を担う人材の育成講演会、研修会等の開催 ④調査研究活動の推進地域社会における学術の振興 ⑤その他の目的を達成するための事業	1,100,361	189	1,050,000	50,172	0.02	昭和59年度
② (財)静岡県文化財団	①文化情報の提供 ②文化意識の啓発 ③地域文化の振興 ④文化鑑賞機会の提供 ⑤グランシップにおける自主事業 ⑤グランシップの管理運営の受託	1,001,710	626	900,000	101,084	0.06	昭和59年度
③ (財)静岡県国際交流協会	①国際交流に関する相談 ②国際交流に関する情報の収集及び提供 ③国際交流活動の推進 ④国際交流に関する研修 ⑤国際交流に関する企画及び調査 ⑥国際協力活動の推進 ⑦国際交流及び国際協力に関する業務の委託 ⑧その他目的を達成するために必要な事業	917,306	626	796,900	119,780	0.07	平成元年度
④ (財)静岡県グリーンバンク	①緑化思想の普及 ②緑化に関する寄託金品等の受け入れ並びに活用及び配付 ③緑化に関する相談及び指導 ④その他目的を達成するために必要な事業	840,000	60	83,520	756,420	0.01	昭和52年度
⑤ (社)静岡県緑化推進協会	①緑化運動の推進 ②緑化に関する普及啓発 ③緑の募金の推進 ④戻りの募金法第6条に規定する緑化推進委員会の事業 ⑤森林の整備の促進 ⑥その他目的を達成するために必要な事業	101,753	158	50,000	51,595	0.16	平成2年度

⑥ (財)静岡県腎臓バンク	①死語の腎臓提供者の募集及び登録 ②腎臓移植希望者の登録 ③腎不全に関する調査 ④腎臓に関する知識の普及啓発 ⑤その他目的を達成するために必要な事業	306,980	260	150,000	156,720	0.08	昭和61年度
⑦ (財)しずおか健康長寿財団	①高齢者の社会活動に関する県民の意識の高揚 ②県民参加による高齢者の生きがいくりと健康づくりの推進 ③高齢社会に関する調査研究 ④静岡県高齢者総合相談センターの運営の委託 ⑤静岡県総合健康センターの管理及び運営の受託 ⑥静岡県介護実習・普及センターの運営の受託	318,000	480	245,000	72,520	0.15	平成3年度
⑧ (財)静岡県障害者スポーツ協会	①障害者スポーツの普及啓発 ②障害者スポーツの地域活動の推進 ③障害者スポーツの指導者の養成 ④障害者スポーツの競技力の強化育成 ⑤障害者スポーツの大会開催・派遣事業 ⑥その他目的を達成するために必要な事業	101,468	182	76,468	24,818	0.18	平成14年度
⑨ (財)静岡県勤労者信用基金協会	県下に住所又は勤務先を有する未組織労働者等が静岡県労働金庫及び協会が別に定める融資期間(以下「金庫等」という)から融資を受ける場合に、金庫等に対して負担する債務の保証	1,236,874	1,540	300,000	935,334	0.12	昭和53年度
⑩ (社)静岡県農業振興公社	農地保有合理化事業家畜共同育成事業農業農村整備事業	249,720	5	197,000	52,715	0.002	昭和41年度
⑪ (社)静岡県畜産協会	①畜産保健衛生、畜産物の品質向上、自衛防疫及び死亡獣畜処理に関する事業 ②生乳の品質向上に関する事業 ③畜産等に関する技術化及び経営並びに団体経営に関する事業	676,111	1,358	190,000	484,753	0.20	昭和49年度

⑫ 牧之原総合開発㈱	白井工業団地造成事業 相良牧之原インターチェンジの建設費捻出を図るため会社を設立	142,000	1,000	40,000	101,000	0.70	昭和63年度
⑬ (財)静岡県暴力追放運動推進センター	暴力団員の不当な行為を予防するために広報活動を推進し、暴力団員の不当な行為についての相談事業を行なうとともに、暴力団員の不当な行為による被害者の救援を行なうこと等により、暴力団員の不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図る。	815,125	690	660,354	154,081	0.08	平成3年度
⑭ (財)静岡県青少年会館	静岡県青少年会館の管理運営・青少年団体及び青少年の健全育成・青少年教育の研修会の開催・青少年教育の調査研究、資料の収集、刊行物の発行等	250,000	70	100,000	149,930	0.03	昭和53年度
⑮ (財)静岡県市町村福祉協会	①年金制度の普及に関する事業 ②地域住民の健康管理意識の啓発に関する事業 ③地域住民活動に対する人材の派遣等に関する事業 ④退職者に対する福利厚生に関する事業 ⑤その他目的を達成するために必要な事業	24,140	160	0	23,980	0.66	昭和60年度
⑯ (財)静岡県山林協会	①森林の保全及び緑化の推進に関する事業 ②山村及び林業の振興に関する事業 ③森林技術の向上のための研修会の開催等に関する事業 ④広報紙の発刊等情報活動に関する事業 ⑤図書の購入の斡旋等に関する事業 ⑥治山事業、林道事業等の調査、測量、設計等の受託に関する事業 ⑦森林整備のための担い手対策の推進に関する事業 ⑧その他目的を達成するために必要な事業	510,934	1,421	0	509,513	0.28	昭和57年度

※ ここでいう第三セクターとは、本町が出資又は出えん（以下「出資」という。）を行っている民法法人及び商法法人をいいます。

※ 出資金額は、平成16年度末のものです。

## V 経費節減等の財政効果

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 財政運営の効率化	歳入の確保と歳出の抑制を基本とした財政運営の効率化	安定した財政運営の確保	●	●	●	●	●
② 町税等の収納率の向上	滞納整理マニュアルに沿った事務処理を行い、高収納率の堅持に対する意識の高揚	事務事業の効率化、能率向上	●	●	●	●	●
	収納率の向上	普通税（現年度）98%	●	●	●	●	●
	町民税、固定資産税及び都市計画税等の課税の適正化	健全財政の維持	●	●	●	●	●
	税金等の収納窓口を拡大するための検討委員会を設置	町民サービスの向上	○	○	●		
	滞納者に対する、夜間、休日等の納税相談及び法的手段等の取り組みの強化	滞納金の縮減	●	●	●	●	●
③ 税率の適正化の検討	目的税である都市計画税の税率の見直し	健全財政の維持	○	○	○	○	○
④ 国・県支出金の有効活用	小額補助金の事業採択促進と地域再生プランへの取り組みの強化	安定した財政運営の確保	●	●	●	●	●
⑤ 使用料及び手数料の適正化	受益者負担の原則から、支出額に見合った料金及び減免規定の見直し	町民サービスの向上	○	●			
⑥ 遊休地の積極的な活用	事業に供される予定のない普通財産の処分や有償貸付の促進	安定した財政運営の確保	●	●	●	●	●
⑦ 人件費の削減	退職者の補充抑制による職員数の削減	人件費の縮減	●	●	●	●	●

	臨時的任用職員の賃金支給水準の見直し	資格取得者の確保	○	●				
⑧ 内部管理経費の見直し	消耗品に係る物品調達基金の見直し	財政運営の効率化	○	●				
	事務改善検討委員会を設置し、事務の見直し	職員の意識改革	●	●	●			
⑨ 施設等維持の見直し	公用車の保有台数の見直しと小型化の推進	経費の節減	○	●				
⑩ 給付費の抑制	新たな健康づくり・介護予防事業を構築し、国民健康保険、老人保健、介護保険事業の給付費を抑制	町民サービスの向上、経費の節減	●	●	●	●	●	
⑪ 補助費等の整理・統合	補助団体の経理内容や事業内容の正確な把握と補助効果の検証に基づく補助金の見直し	事務事業の合理化	●	●	●	●	●	
	報償金の支給基準の統一化	事務事業の合理化	●					
⑫ 新規補助事業（補助金）	スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本とし、目的を精査し、終期を設定したうえでの新規補助事業（補助金）の設定	事務事業の合理化	●	●	●	●	●	

## VI 地方公営企業

取 り 組 み 事 項	内 容 及 び 基 本 的 考 え 方	効 果	実 施 年 度				
			17	18	19	20	21
① 水道事業の経費節減	漏水調査により早期に修繕を実施し、有収率の向上と経費の抑制	有収率 85%	●	●	●	●	●
② 水道料金の適正化	受益者負担に基づく水道料金の適正化	健全経営の維持	○	○	○	○	●
③ 水道料金の収納対策	高収納率の堅持	現年度 98%	●	●	●	●	●
④ 下水道の整備	普及率の向上	普及率 年3%アップ	●	●	●	●	●
	水洗化率の向上	水洗化率 75%	○	○	○	○	●
	受益者負担に基づく下水道料金の適正化	健全経営の維持	●	●	●	●	●

## 【水道事業会計】

## 1 これまでの取り組み状況

## (1) 組織、体制の見直し

① 吉田町職員定数条例、吉田町水道事業の設置等に関する条例、吉田町水道事業処務規程による。

## (2) 給与等の見直し

① 吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、吉田町企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程、吉田町企業職員の特殊勤務手当に関する規程による。

② 特殊勤務手当の見直し、検討。

## (3) 民間委託等の民間的経営手法の導入状況

① 浄水場の電気保安点検業務、計装設備保安点検業務、場内警備業務、配水池清掃業務、漏水調査、検針業務、電算業務、水道管理図作成

業務等の委託を実施。

(4) 経費の節減

- ① 原水、浄水及び配水施設の集中管理を進め、管理費の縮減を図った。
- ② 老朽管等の布設替を促進し、修繕機会の減少に努めている。
- ③ 時間外勤務などの費用支出を抑制しながら、収納率を高める徴収体制に移行。

(5) 収益増加への取り組み

① 料金の引き上げ

ア 平成13年度に値上げを行う料金の改定を実施した。(前年度との比較 約63百万円の増収)

② 資金運用の見直し

ア 資金の安全かつ確実な運用

③ 未収金徴収対策を強化

ア 「吉田町上水道事業給水条例」「吉田町水道料金滞納に係る給水停止措置執行マニュアル」等に基づき、分割納付手続きや給水停止勧告・実行等の必要な措置を講じて未収金の回収に努めた。

(6) 人材育成への取り組み

- ① 職員の企業意識の徹底を図るとともに、多様な研修機会の提供等により、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努めた。

2 今後の取り組み目標

(1) 組織、体制の見直し

- ① 吉田町職員定数条例、吉田町水道事業の設置等に関する条例、吉田町水道事業処務規程による。

(2) 定員管理計画

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員数	11	11	11	11	10
純減数	0	0	0	0	△1

(3) 給与等の見直し

- ① 吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、吉田町企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程、吉田町企業職員の特殊勤

務手当に関する規程による。

- ② 特殊勤務手当については、平成17年度に「現場手当」「検針手当」「事故整理手当」「水源管理手当」「自宅待機手当」「緊急呼出手当」を廃止。

#### (4) 民間委託等の民間的経営手法の導入

- ① 民間企業の経営手法をアウトソーシングなど水道事業に見合った適切な形態で取り入れ、事務事業の効率的な執行に務めていく。  
また、これまでの取り組みの中で実施している業務委託についても見直しを進める。

#### (5) 経費の節減

- ① 設計積算システムを導入し、自ら設計積算業務を行い経費の節減を図る。
- ② 特殊勤務手当廃止等、見直しによる人件費の削減。
- ③ 漏水調査により、早期に修繕を実施し、有収率の向上と経費の抑制を図る。
- ④ 人的配置から施設の維持管理費までの一切の経費を抜本的に見直し、経費の抑制を図る。

#### (6) 収益増加への取り組み

- ① 収納窓口の拡大化を検討し、収納率アップを図る。
- ② 未収金徴収対策の強化及び新たな滞納の発生の防止。
- ③ 手数料の見直しと検討。

#### (7) 人材育成への取り組み

- ① 職員個々の自発的な取り組みによって経営改革ができるよう、研修等による職員の能力アップをより一層図っていくとともに、顧客の視点に立ったコスト意識や改革マインドの醸成を図る。

### 【公共下水道事業特別会計】

#### 1 これまでの取り組み状況

##### (1) 組織、体制の見直し

- ① 吉田町役場課設置条例、吉田町役場処務規則、吉田町職員定数条例による。

##### (2) 給与等の見直し

- ① 吉田町職員の給与に関する条例、吉田町職員の給与に関する規則、吉田町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則、吉田町職員等の旅費に関する条例、吉田町職員等の旅費に関する規則、吉田町職員の日額旅費に関する規則による。

② 旅費、日当の見直し検討。

(3) 経費の削減

- ① 計画的に施設修繕を行い耐用年数の延命。
- ② 脱臭用活性炭の入れ替えに、安価な再生炭を85%利用。
- ③ 消耗品について、役場全体で共通する物品の価格を入札制度により価格設定し、安価な購入とする。
- ④ 一部の資金の借入れについて、金利の入札を行い、最低率の金融機関から借入れ。

2 今後の取り組み目標

(1) 組織、体制の見直し

- ① 吉田町役場課設置条例、吉田町役場処務規則、吉田町職員定数条例による。
- ② 平成17年度から下水道課内の業務係と工務係を統合。

(2) 定員管理計画

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員数	8	8	8	8	8
純減数	0	0	0	0	0

(3) 給与等の見直し

- ① 吉田町職員の給与に関する条例、吉田町職員の給与に関する規則、吉田町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則、平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則、吉田町職員等の旅費に関する条例、吉田町職員等の旅費に関する規則、吉田町職員の日額旅費に関する規則による。
- ② 旅費、日当の見直し。

(4) 経費の節減

- ① 定期的な点検と計画的な施設修繕を行い、耐用年数の延命。
- ② 計画的に施設整備を行い、負担の平準化。
- ③ 電力料金の節約。
- ④ エアコンディショナーの利用温度設定の見直し。
- ⑤ 電力使用機器等の夜間、休日の電源オフ。

## ⑥ 文書等のペーパーレス化。

## (5) 事業目標

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	全体
管渠延長 (km)	1.9	4.4	4.0	4.5	4.5	64.31
整備面積 (ha)	6.0	16.0	14.0	15.0	15.0	223.7
整備率 (%)	54.1	59.4	64.1	69.1	74.1	74.1
人口普及率 (%)	28.9	31.0	33.0	35.0	37.0	37.0

下水道の人口普及率は平成 16 年度末で 26.9%と低く、安定した事業費の確保と、効率的な事業の推進をします。

## (6) 業務委託

- ① 浄化センター維持管理、汚水幹線マンホール内ポンプ維持管理業務、浄化センター警備業務、水質検査業務、汚泥・し渣、沈砂の運搬・処理業務、浄化センター窓ガラス・サッシ清掃業務、下水道管理システム保守業務、受益者負担金管理システム業務、下水道使用料収納電算処理業務、自家用電気工作の保安全管理業務

上記の業務は、専門知識・資格・技術・設備等が必要であり、これまでと同様に、それぞれの業務を執行できる民間業者に委託していく。

また、汚泥等の処理は、委託業者によりコンポスト化（肥料）して活用しているが、処理内容や委託料など今以上に有利で環境に配慮した効果的な処理方法も検討していく。

## (7) 収益増加への取り組み

- ① 未収金の徴収対策強化。

ア 督促状、訪問徴収を随時行う。

イ 滞納整理マニュアルの作成。

- ② 加入率の向上。

ア 広報、ホームページ等でPRを行う。

イ 排水設備工事費の融資あっせん制度利用のPR。

## (8) 使用料の見直し

- ① 供用開始した平成 7 年度から現在まで使用料変更しないで 11 年経過したが、浄化センターの施設において少しずつ老朽化してきており修繕等の維持費が必要であり、総務課、水道課等と協議して見直しを進めたい。

## 参考資料

## 主要な財政効果

## 1 人件費

(単位：千円)

年度 項目	17	18	19	20	21	計
① 職員給与	37,883	57,903	61,923	100,242	160,579	418,530
② 特殊勤務手当	93	365	365	365	365	1,553
③ 議員報酬等	4,907	8,216	8,216	8,216	8,216	37,771
計	42,883	66,484	70,504	108,823	169,160	457,854

## 2 旅費

年度 項目	17	18	19	20	21	計
① 費用弁償（議員）	240	480	480	480	480	2,160
② 旅費（日当の見直しによる）	2,128	2,128	2,128	2,128	2,128	10,640
計	2,368	2,608	2,608	2,608	2,608	12,800

## 3 負担金、補助金等

年度 項目	17	18	19	20	21	計
① 負担金	7,504	31,855	31,855	31,855	31,855	134,924
② 補助金	5,525	15,917	16,467	16,967	17,467	72,343
計	13,029	47,772	48,322	48,822	49,322	207,267

主要な財政効果	58,280	116,864	121,434	160,253	221,090	677,921
---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------